

ポストコロナの社会に向けた地方回帰支援

令和2年10月23日
武田議員提出資料

ポストコロナの社会に向けた地方回帰支援

- 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、密な都市生活を回避する新たな価値観が芽生え、テレワーク等の普及により国民の意識や行動が変容。
- このタイミングを捉え、**東京一極集中の是正**に向けて、**都市部の多様な人材の地方回帰を支援**することが重要。
- 総務省としても、施策を結集して、人の流れを加速し、活力ある地方の実現**に取り組む。

「ひと」の支援

- 「地域おこし協力隊」の強化(令和6年度に8,000人に隊員増加を目標)
- 専門的知識やノウハウを有する企業人材「地域おこし企業人」の活用促進



地域と多様な形で関わる
「関係人口」の取組の
深化・横展開

自立分散型地域経済の構築

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、地域密着型事業の立ち上げを支援



東京を
中心とした
大都市圏

地方への人の流れ
の創出・拡大

活力ある地方
の実現

地方

移住・交流に係る 情報発信・相談対応

- 移住・交流情報ガーデン



テレワークの推進

- 地方公共団体や地元中小企業等に対するテレワーク導入支援の更なる充実化
- サテライトオフィス環境の整備



新たな過疎対策

- 過疎法の期限切れを見据えた新たな過疎対策



情報通信基盤の整備等

- 5Gや光ファイバ等の情報通信基盤の速やかな全国展開
- 地域の課題解決に資するローカル5Gの普及展開 等

【二地域居住を前提とした地方税の在り方について】

- 個人住民税の一部を住所地以外の団体に納付する方式について、平成19年度に総務省の研究会で検討したが、「住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない」と結論付けられたことから、寄附金税制を応用する形で「ふるさと納税制度」が創設されている。
- 多地域居住を行う場合に、この「ふるさと納税制度」を活用することにより、個人住民税の一部を実質的に当該居住先の地方団体に移転させることが可能となっている。
 - ※ 個人住民税は、1月1日時点の住所地である地方団体が課税しているが、仮に、居住実態に応じて複数の団体が課税することとした場合、強制性を伴う課税の根拠となる居住実態をどのように正確に把握するのか、市町村の課税実務が極めて複雑となる、特別徴収を行う企業の負担が増えるといった課題がある。また、複数の住所を認定することとした場合には、税のみならず、住民票や選挙など様々な制度との関係についても慎重な議論が必要。